

豪州向け日本産玄米の主な輸出検疫条件

1. 豪州に住所をもつ輸入業者が、豪州政府発行の輸入許可証を取得すること（システム上で、豪州政府が承認した玄米処理施設等の情報の入力が必要）。
2. 日本側の植物防疫官は、①病虫害等の付着がないこと、②玄米が散逸しない袋に包装されていること、③輸出コンテナが封印されていることを確認し、植物検疫証明書を発行すること。
3. 輸入業者は、豪州政府が発行した輸入許可証に記載された次の事項を遵守すること。
 - ・ 輸出コンテナは、輸入許可証に定められた玄米処理施設に封印されたまま輸送されること。その開封は、豪州側検査官の立会の下で行われること。
 - ・ 輸入された玄米は、輸入許可証に定められた玄米処理施設で精米され、その記録が保管されること。
 - ・ 空袋等は、豪州政府が認めた方法で処分されること。